

北名古屋市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要領

（目的）

第1 この要領は、北名古屋市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条に基づき補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

（添付書類）

第3 要綱第6条の規定による民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げる各号によるものとする。

（1）固定資産課税台帳登録証明書（要綱第2条第2号アに規定する無料耐震診断の結果報告書を添付した場合を除く。）

（2）木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（要綱第2条によるものに限る。）

（3）耐震改修工事計画書

ア 案内図、平面図

イ 補強計画図、その他補強方法を示す図書

ウ 耐震改修後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士の記名のあるものに限る。）

（4）耐震改修工事費見積書（耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名のあるものに限る。）

2 要綱第9条の規定による民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書に添付する書類は、次に掲げる各号によるものとする。

（1）工事請負契約書

（2）工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）

（3）工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの。）

（4）改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施行されたことを証する書面（建築士の記名があるものに限る。）

（完了検査）

第4 要綱第9条の規定による民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。

2 前項の検査により不備が判明したときには、検査結果不備事項通知書（様式1）により通知する。

(補助金の取消し)

第5 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第6 前条第2項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年3月16日から施行する。